

埼玉高速鉄道株式会社

ご利用になる前に必ずお読み下さい

弊社ではハンドル形電動車いすでの鉄道利用の条件を次のように定めております。

○ハンドル形電動車いすでのご利用は、ご利用になるお客様ご自身のハンドル形電動車いすが、身体障害者福祉法および児童福祉法に基づいた補装具として交付された場合、並びに障害者自立支援法に基づく補装具費が支給されている場合や障害者または障害者と同程度の障害を有するものであって介護保険制度により真に必要として判定がなされ貸与されている場合に限りです。(これまでに、補装具支給制度によりハンドル形電動車いすの交付またはハンドル形電動車いすの補装具費の支給を受け、現在は介護保険制度により貸与されている場合を含みます。)

○ご利用の際は、以下の証明書等のうち、いずれかを提示してください。

- ・ハンドル形電動車いす交付証明書
- ・補装具交付決定通知書(※1)
- ・ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書
- ・補装具費支給決定通知書(※1)
- ・身体障害者手帳(※2)

・ハンドル形電動車いす提供証明書

(※1)「決定内容欄」にハンドル形電動車いすと記載のあるものが対象となります。

(※2)「補装具の欄」にハンドル形電動車いすと記載のあるものが対象となります。

※弊社では、証明書等の係員への提示に代えて、ハンドル形電動車いすへ貼付する「鉄道施設利用証ステッカー」の発行を行っております。

○ご利用の申し込みは事前になされますようお願いいたします。また、ご案内に時間がかかる場合があります。

ご利用にあたっては、十分な余裕を持って駅にお越しください。

○改札口に着きましたら、駅係員までお申し出ください。

○混雑時または、運輸上支障のある場合は、ご利用をご遠慮頂く場合がございます。

○駅構内では、低速(約2km/h以下)で、十分なご注意のもと安全な運転をお願いいたします。

○駅の構造上、狭い場所では十分ご注意ください。

○鉄道施設等の利用中にハンドル形電動車いすの利用が原因で発生した事故、紛争および器物の破損などについては、お客様の責任にて処理していただくこととし、鉄道会社は一切責任を負いかねます。

○その他の取扱いは旅客営業規程によります。

No.	順	利用可能駅	運用開始時期	ご利用に当たっての留意事項等
1	あ	新井宿	平成16年1月13日	上記案内によります。
2	う	浦和美園	〃	〃
3	か	川口元郷	〃	〃
4	と	戸塚安行	〃	〃
5	は	鳩ヶ谷	〃	〃
6	ひ	東川口	〃	〃
7	み	南鳩ヶ谷	〃	〃